

# 逗子民報

発行 日本共産党三浦半島地区委員会  
2002年1月3日 第390号

逗子事務所 市政・生活相談所  
逗子市沼間2-15-4 TEL71-1321 FAX73-4798



岩室 年治

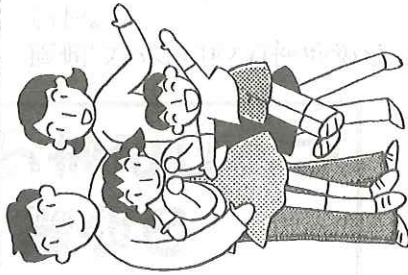


はしづめ 明子

新しくの相談委員

## 市民・行政・議会によるまちづくりと開発規制を強化する 「逗子市まちづくり条例」が継続審査に

市議会第四回定例会は十一月二十七日から十二月二十日までの二十四日間の日程で、決算（平成十二年度）や条例等の議案、教育委員の人事案件などが審議され、閉会しました。「まちづくり条例」（以下「条例」）は総務と建設環境の両常任委員会の連合審査で行われました。採決では岩室年治委員（日本共産党）が賛成討論を行い、その後継続の動議が提出され、賛成多数で継続審査となり、二月議会へ持ち越される事態となりました。



### 3周年を迎えた JR逗子駅の早朝宣伝

98年12月から始めた逗子・葉山地方議員団（岩室市議、近藤町議・阿部町議）の逗子駅頭の早朝宣伝（毎週木曜日・午前7時～8時）は3年間にわたり、定時定点で実施してきました。

市政や町政で様々な問題が発生し、議会報告も行ない、ご意見もいただいた「ご苦勞さま」という声に励まされてきました。この継続を力にして、これからも引き続き頑張っていきます。

### 岩室議員と橋爪明子さんが まちづくり条例制定や介護保険の改善など 市内各所で街頭宣伝



国民の立場で真実伝える日本で唯一の全国新聞  
**しん 赤旗**  
日刊・月2,900円/日曜版・月800円

逗子市は、「青い海とみどり豊かな平和都市」宣言を掲げ、市民の環境を守ろうとする声も高まり、この十数年は自然環境を保全する取り組みが進められてきました。

しかし、バブル経済の中で大型開発が計画され、その一時期、市は事業者が開発凍結を求め、開発行為を押し止めました。その状況の中で、平成三年に住民投票を含めた「開発行為等の規制に関する条例」を提案

しかし、議会によって否決（日本共産党は賛成）されました。

平成四年には自然環境を保全する目的で「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」（以下「つくる条例」）を提案、開発行為における自然度ランクによる保全目標を設定、そのアセス条

例が議会で可決、制定されました。また、県内でも厳しい「開発指導要綱」（以

### 「要綱」緩和で環境が悪化 環境を守れの声が高まる

ところが平成八年、前市長が「要綱」を改正、高さ制限などが大幅に緩和され、

下「要綱」の行政指導による対応が行われてきました。

それ以降、開発や中高層建築物の計画が相次ぎ、この数年間は市民と事業者の間

で紛争が絶え間なく続いてきました。そのため議会へも多数の「陳情」が提出されてきました。

その後、議会の「陳情」了承もあり、平成十一年四

月に「要綱」を一部高さ制限を元に戻す改正が行われました。しかし、現在ある市内の開発の動きをとどめるには至っていませんでした。

## 一年半に及んだ検討協議 市民の願う条例制定

市民から強い要求もあつて、平成十二年六月、市は学識経験者三名と市民委員十二名で「逗子市まちづくり条例市民検討協議会」（以下「検討協議会」）を設置、約一年半をかけて協議会十九回、作業部会を二十四回、合計延べ四十三回にも達する協議の末、市長へ「報告書」を提出、今回の議会提案になっています。

まちづくり条例 各党派の態度	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
日本共産党	○	—	—	—	—	—
次世代フォーラム	—	—	—	—	—	—
政風会	—	—	—	—	—	—
新紀党	—	—	—	—	—	—
明世明	—	—	—	—	—	—
池田真下	—	—	—	—	—	—
岩室平井	—	—	—	—	—	—
須田千真	—	—	—	—	—	—
岩室平井	—	—	—	—	—	—
須田千真	—	—	—	—	—	—
池田真下	—	—	—	—	—	—

○賛成 ●反対、△継続賛成 ▲継続反対

## 市民・行政・議会の 三者一体でまちづくり

条例の特徴は、第一はこれまでの都市計画マスタープランは、行政が市民参加で策定するものでありましたが、これを議会の議決を求めることで、市民・行政・議会の三者によって計画（まちづくり基本計画）を

策定していきこうとするものです。また、市民が積極的にまちづくりに対して協議し、提案できる仕組み（地区まちづくり計画・テーマ型まちづくり計画）を新たに制度化しようとするものです。

## 「開発指導要綱」の 条例化による規制強化

第二の特徴は、開発行為の適用範囲を500平米から300平米にすることで対象範囲を拡大、ミニ開発防止の判断基準を明記、計画の構想段階からの住民周知を義務、公聴会の開催などがありません。また、「要綱」を条例に加えています。「要綱」による行政指導は、あくまでも「お願い」であった点では、指導には限界が存在し

ていましたが、条例化は法的裏付けをもたせることで強化されることになります。但し、事業者負担に増えた開発協力費（公共公益施設整備協力費、消防施設や教育施設整備などに活用）は「環境保全協力費」に変更、負担額は約七分の一に減り、一戸あたり十和田となり、みどり基金に納入させた上で緑化推進事業に活用されます。

## 開発計画に対する賛否の 意見を議会に求める

第三の特徴は、開発事業に対する公聴会の開催（第三十四条）後、市長による賛否の意見が報告書で提出され、それに不服の場合は、その「不服の申し出」によ

って、議会に対して賛否に係わる意見を求めることができる（第三十五条）と明記し、条文に設けられたことです。これまでは地域で計画が

持ち上がった段階で、住民が議会に「陳情」「請願」を提出し、賛否を求める場合がありますが、それを条例に位置付けたこととなります。例えば事業者が示

す計画に対し、市民・議会・市長の三者が反対した場合は、改めて計画の変更を強く求めることができます。

## 立入検査、違反行為の公表 厳しい罰則規定

第四の特徴は、事業者の違反行為に対する是正命令、また、立入検査の実施、市の命令に違反した者は六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金となっています。また、議会の意見を尊重

しない事業者に対しては、市の施策において協力を拒否できることになっています。この条例制定後、実際に適切な運用を図る上で必要とされています。

## 継続審査に慣る市民 このままでは廃案か？ 修正で条例の骨抜き化

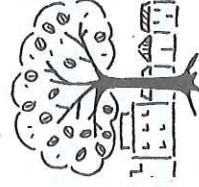
委員会における質疑で問題視されて、慎重な審査を求める継続の理由ともされた部分は、議会に賛否を求める部分でした。この背景には、地域で持ち上がる開発計画などに議員は「係わりたくない」という声がある一方で、もう一つの声として逆に「市内の開発計画に係われなくなる」、とくに議員の立場を利用して事業者（企業）との接触もできなくなり、関係を持てなくなるという思惑もあるといわれています。このような理由からの修正削除は許せないことです。

小児医療費助成の充実を求める請願が全会一致採択されました。新日本婦人の会連業支部が提出し、岩室年治議員（日本共産党）が紹介議員となっていたものです。請願は「子育ての大きな不安の一つに子供の病気があり、病気に係わりやすく抵抗力が弱く、早期発見と早期治療を支える環境が大

## 日本共産党 条例の早期制定を求める

日本共産党は、逗子市の残された自然環境と住環境の保全からも開発規制を含めたまちづくり条例の制定を求めてきました。市民アンケート（検討協議会実施）でも「まちの将来像」の問いに九割の市民が「海と山など自然環境が豊かなまち」に回答し、その結果からも明らかなように環境保全が切望されています。議会閉会後、検討協議会の十二名全員が「条例が廃案の危機」という声明を発表し、その文書が市内全戸に配布され、危惧の声をあげられています。その一方、条例制定の動向もあって数件の開発事業の駆け込み申

請手続きがすすめられています。日本共産党は、すでに九月議会の一般質問で、まちづくり条例の早期提案、あわせて条例制定後、その施行までの期間は手続きの凍結を求めました。そして今定例会の委員会採決で、原案どおり可決すべきと賛成討論を行い主張しました。条例審議が二月議会に持ち越されましたが、市民の皆さんとともに議会の修正や廃案を許さないために全力で取り組んでいきます。



## 小児医療費助成の充実を求める請願 全会一致採択

切。制度の充実で魅力あるまちづくりを」と訴え、第一に対象年齢の引き上げ、第二にすべての子供たちに適用する制度に、第三に他自治体との格差是正の三点を求めるものでした。逗子市は3才まで（所得制限あり）ですが、箱根町は保護者の所得制限もなく、就学前（6才）まで実施、鎌倉や横須賀もすでに3才



で、市の早急な改善が求められています。岩室議員は一般質問でも市長に小児医療費助成制度の改善を改めて強く要求しました。